



県 章

滋賀県公報

平成 21 年（2009 年）
1 2 月 2 2 日
号 外 （ 1 ）
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成21年12月22日

滋賀県監査委員	佐	野	高	典
〃	平	居	新	司
〃	山	田		実
〃	宮	村	統	雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	県民文化生活部情報政策課
監査執行年月日	平成21年7月27日
監査結果報告年月日	平成21年11月27日
監査の結果	<p>扶養手当の支給において、扶養親族の所得の認定を誤ったため、平成16年1月から正当支給額を上回って支給され、445,362円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>扶養手当の扶養親族の認定において、所得要件の判断を誤っていたものであり、平成16年1月から平成21年6月までの間に445,655円の過払いが生じた。</p> <p>速やかに扶養手当の再認定をするとともに、5年間遡り、過払いとなっている支給額の戻入措置を行った。</p> <p>平成21年度分28,908円（扶養手当19,500円、地域手当906円、期末手当8,502円）については平成21年8月分給与支給時に戻入手続きを行い、また、過年度分416,747円（扶養手当321,000円、地域手当12,195円、期末手当79,947円、勤勉手当3,605円）については納入通知書により平成21年9月3日に完納した。</p> <p>県公報に記載の金額と実際の戻入額に差があるのは、過年度分を再度計算した結果誤差が生じたものである。</p> <p>なお、今後の手当の認定および年1回の確認時においては、確認事務の手引きを参考に認定誤りのないように努めていく。</p>

監査執行対象機関名	商工観光労働部新産業振興課
監査執行年月日	平成21年8月10日
監査結果報告年月日	平成21年11月27日
監査の結果	<p>通勤手当の支給において、認定距離を誤ったため、平成16年4月から正当支給額を上回って支給され、224,000円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>

通勤手当の認定において、通勤経路の測定が誤っていたものである。従前の届けに基づく自転車使用による通勤距離2.3kmの認定のまま、6か月ごとの事後確認時にも本人からの申告を信用し、再確認を行っていた。この結果、平成16年4月から平成21年7月までの間に224,000円の過払いが生じた。

職員から速やかに再測定後の通勤距離による通勤届を提出させ、再測定距離1.8kmで再確認するとともに、過払いとなっている支給額を条例に基づき5年間遡り、戻入の措置を行った。

平成21年度分14,000円の戻入は、平成21年8月分給与支給時に戻入手続きを行い、また、過年度分196,000円の戻入は納付書により平成21年8月31日に完納した。

なお、今後の通勤手当の認定および6か月ごとの確認時においても、変更等が生じる場合は届出を行うよう職員に周知をはかり、認定誤りのないよう努める。